

京都府南部消防指令センターの共同運用に関する規約の制定について

1 概要

京都府南部地域の9団体における京都府南部消防指令センター※1の共同運用に向けて、構成団体の議決を経て、令和8年4月6日（月）に、消防指令業務※2に係る事務を処理する内部組織を共同で設置することに関して、構成団体で規約を制定しました。

(1) 構成団体（9団体（構成16市町村（8市7町1村）））

ア 第1期運用（令和9年度本格運用開始予定）

京都市、京田辺市、久御山町、精華町及び乙訓消防組合

イ 第2期運用（令和12年度本格運用開始予定）

第1期の5団体、宇治市、城陽市、八幡市及び相楽中部消防組合

(2) 京都府南部消防指令センターの設置場所

京都府立・京都市消防学校敷地内（京都市消防学校4階）

※1 京都府南部消防指令センターとは、京都府南部地域の9団体において消防指令業務を共同で処理する消防指令センターの名称です。

※2 消防指令業務とは、火災・救助・救急の119番通報の受付から、災害場所の決定、出動部隊の編成と出動指令、現場活動の支援などを一体的に行う、消防活動の中枢を担う重要な業務です。

2 消防指令センターの共同運用による効果

(1) 119番受信・処理能力の向上

(2) 消防相互応援の迅速化

(3) 消防体制の充実・強化及び財政面の効果

3 共同運用後の消防隊や救急隊等の出動体制

京都府南部消防指令センターの共同運用が開始されれば、京都府南部地域の119番通報を一括して受信し、出動部隊の編成、消防隊や救急隊等への出動指令などを行うこととなりますが、各団体の消防署

の位置や管轄区域が変わることはありませんので、消防隊や救急隊等はこれまでどおりそれぞれの消防署等から出動します。

4 共同運用に向けた今後の予定

- ・ 令和8年11月～9年3月 第1期運用の5団体が順次、119番通報回線を京都府南部消防指令センターに切り替えて仮運用を開始
- ・ 令和9年4月 第1期運用の5団体が第1期本格運用開始
- ・ 令和11年度下半期 第2期から運用を開始する4団体が順次、119番通報回線を京都府南部消防指令センターに切り替えて仮運用を開始
- ・ 令和12年4月 全9団体が第2期本格運用開始

※ 運用開始日等の詳細は別途お知らせします。

5 資料

「京都府南部地域における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置に関する規約」

6 お問い合わせ先

相楽中部消防組合消防本部 総務課

電話番号：0774-75-1380